

**改正**

平成12年6月29日門真市条例第22号

平成17年10月24日門真市条例第17号

平成17年12月22日門真市条例第28号

平成19年9月30日門真市条例第20号

平成25年3月28日門真市条例第5号

平成27年9月29日門真市条例第23号

平成28年3月24日門真市条例第7号

平成28年9月30日門真市条例第24号

平成29年3月27日門真市条例第4号

門真市個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 個人情報の取扱い（第6条—第10条）

第3章 保有個人情報の開示等の請求等（第11条—第20条）

第4章 救済手続（第21条—第22条の8）

第5章 雑則（第23条—第31条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、市が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び議会をいう。
- （2） 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合

することにより識別され得るものをいう。

- (3) 公文書 門真市情報公開条例（平成11年門真市条例第13号）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

一部改正〔平成17年門真市条例17号・27年23号・28年24号・29年4号〕

（実施機関等の責務）

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者（法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

**第6条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

(収集の制限)

**第7条** 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (3) 他の実施機関から提供を受けるとき。

- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (5) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、別に定める門真市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いたうえで、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認めるとき。
- 3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、当該実施機関の権限の範囲内で個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠なものであると認めるときは、この限りでない。
- (1) 思想、信条及び宗教その他の心身に関する基本的な個人情報
  - (2) 社会的差別の原因となるおそれがある個人情報
- 一部改正〔平成27年門真市条例23号〕
- （利用及び提供の制限）

**第8条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
  - (2) 法令等の規定に基づくとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、保有個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。
- 2 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の

制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

- 3 実施機関は、実施機関以外のものに対し、通信回線により結合されたコンピュータ（実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を用いて保有個人情報の提供をしてはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。

一部改正〔平成17年門真市条例17号・27年23号〕

（保有特定個人情報の利用の制限）

**第8条の2** 実施機関は、前条第1項の目的（次項において「利用目的」という。）以外に保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を、当該実施機関内において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、利用目的以外に情報提供等記録を、当該実施機関内において利用してはならない。

追加〔平成27年門真市条例23号〕、一部改正〔平成27年門真市条例23号〕

（特定個人情報の提供の制限）

**第8条の3** 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

追加〔平成27年門真市条例23号〕

（適正管理）

**第9条** 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するため、その保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。
- 4 実施機関は、個人情報取扱事務の適正な管理のため及びこの条例がその目的に従って適正に運用されるよう当該実施機関の職員のうちから個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

ならない。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(委託に伴う措置等)

**第10条** 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託を受けた事務又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

一部改正〔平成17年門真市条例28号〕

### 第3章 保有個人情報の開示等の請求等

全部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(開示請求)

**第11条** 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。次条及び第14条第2項において同じ。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3 死者の保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる者に限り、開示請求をすることができる。

(1) 当該保有個人情報の本人の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子

(2) 前号に掲げる者がいない場合にあつては、当該保有個人情報の本人の血族である父母

(3) 前2号に掲げる者がいない場合にあつては、当該保有個人情報の本人の血族である祖父母、孫又は兄弟姉妹

一部改正〔平成12年門真市条例22号・17年17号・27年23号〕

(保有個人情報の開示義務)

**第12条** 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号において同じ。)の生命、身体、健康、財産又は生活を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職に関する情報

ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関からの要請を受けて、開示しないと約束の下に任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該約

束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、警備その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、開示することによりその協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの
- (6) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報

全部改正〔平成17年門真市条例17号〕、一部改正〔平成19年門真市条例20号〕

(部分開示)

**第13条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれる場合において、その部分を容易に分離できるときは、その部分を除いて当該請求に係る保有個人情報を開示するものとする。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(開示請求の方法)

**第14条** 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。



- (1) 氏名及び住所
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) その他規則で定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(裁量的開示)

**第14条の2** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

追加〔平成17年門真市条例17号〕

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第14条の3** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

追加〔平成17年門真市条例17号〕

(開示請求に対する決定等)

**第15条** 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求書を受理した日から15日以内に開示をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができない場合においては、30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び期間を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項に規定する決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、開示しない旨の決定（当該請求に係る保有個人情報の一部を開示しない旨の

決定、前条の規定により開示請求を拒否する決定及び当該保有個人情報不存在であることにより開示請求を拒否する決定を含む。)をしたときは、その理由を前項の規定による通知書に付記しなければならない。この場合において、当該決定に係る開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該通知書に併記しなければならない。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(開示の実施)

**第16条** 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の開示の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 2 保有個人情報の開示は、公文書の当該保有個人情報に係る部分が文書、図画、写真又はフィルムに記録されている場合については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を記録した公文書を直接開示することにより当該公文書が汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき又は部分開示をするときその他合理的な理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。
- 4 保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 5 第14条第2項の規定は、前項の保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

一部改正〔平成17年門真市条例17号・25年5号〕

(訂正請求)

**第17条** 何人も、自己に関する保有個人情報について事実に関する誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

- 2 実施機関は、訂正請求があった場合は、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。
- 3 第11条第2項及び第3項、第14条並びに第15条の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項並びに第14条中「開示」とあるのは「訂正」と、第15条第1項中「開示」とあるのは「訂正」と、「15日」とあるのは「30日」と、同条第2項から第4項までの規定中「開示」とあるのは「訂正」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

(保有個人情報の提供先への通知)

**第18条** 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

全部改正〔平成27年門真市条例23号〕、一部改正〔平成27年門真市条例23号・29年4号〕

(利用停止請求)

**第19条** 何人も、自己に関する保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき。

イ 第8条第1項又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

エ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第8条第1項若しくは第3項又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき  
当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第9条第3項の規定に違反して保存されているとき 当該保有個人情報の消去

2 第11条第2項及び第3項、第14条並びに第15条の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項並びに第14条中「開示」とあるのは「利用停止」と、第15条第1項中「開示」とあるのは「利用停止」と、「15日」とあるのは「30日」と、同条第2項から第4項までの規定中「開示」とあるのは「利用停止」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成27年門真市条例23号〕、一部改正〔平成27年門真市条例23号・29年4号〕

(費用負担)

**第20条** 保有個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求に関する手数料は、無料とする。  
ただし、保有個人情報を記録した公文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、第16条第2項に規定する方法によるものを含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する実費として規則で定める費用を負担しなければならない。

一部改正〔平成17年門真市条例17号・25年5号・27年23号〕

#### 第4章 救済手続

（救済手続）

**第21条** 実施機関は、保有個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る決定又は不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求の全部を認容するとき又は当該審査請求が不適法であるとして却下するときを除き、次条に規定する門真市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。
- 3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をするものとする。

一部改正〔平成17年門真市条例17号・27年23号・28年7号〕

（門真市個人情報保護審査会）

**第22条** 実施機関の諮問に応じ、審査請求について審査するため、門真市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、個人情報保護制度について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成28年門真市条例7号〕

（審査会の調査権限）

**第22条の2** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができな

い。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第22条の8において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

追加〔平成28年門真市条例7号〕

（意見の陳述）

**第22条の3** 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

追加〔平成28年門真市条例7号〕

（意見書等の提出）

**第22条の4** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

追加〔平成28年門真市条例7号〕

（委員による調査手続）

**第22条の5** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条の2第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条の3第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

追加〔平成28年門真市条例7号〕

（提出資料の写しの送付等）

**第22条の6** 審査会は、第22条の2第3項若しくは第4項又は第22条の4の規定による意見書

又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

追加〔平成28年門真市条例7号〕

（調査審議手続の非公開）

**第22条の7** 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

追加〔平成28年門真市条例7号〕

（答申書の送付等）

**第22条の8** 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

追加〔平成28年門真市条例7号〕

## 第5章 雑則

（運用状況の公表）

**第23条** 市長は、毎年1回この条例の運用状況について公表するものとする。

（出資法人の責務）

**第24条** 市が出資する法人は、個人情報の保護に関する市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（他の制度との調整）

**第25条** この条例は、他の法令等の規定により個人情報（特定個人情報を除く。）を記録した公文書の閲覧若しくは縦覧、写しの交付、記載の訂正又は記録の削除の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、門真市立図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等については、適用しない。

一部改正〔平成27年門真市条例23号〕

(罰則)

**第26条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の委託を受けた事務若しくは管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

全部改正〔平成17年門真市条例17号〕、一部改正〔平成17年門真市条例28号〕

**第27条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年門真市条例17号〕

**第28条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年門真市条例17号〕

**第29条** 前3条の規定は、門真市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

追加〔平成17年門真市条例17号〕

**第30条** 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

追加〔平成17年門真市条例17号〕

(委任)

**第31条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年門真市条例17号〕

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用又は提供は、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。

(門真市コンピュータの利用に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

4 門真市コンピュータの利用に係る個人情報の保護に関する条例(昭和60年門真市条例第15号)は、廃止する。

(附属機関に関する条例の一部改正)

5 附属機関に関する条例(昭和33年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**(平成12年6月29日門真市条例第22号)

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

**附 則**(平成17年10月24日門真市条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条の改正規定及び第27条を第31条とし、第26条の次に4条を加える改正規定については、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**(平成17年12月22日門真市条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成19年9月30日門真市条例第20号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**(平成25年3月28日門真市条例第5号抄)

(施行期日)



1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年9月29日門真市条例第23号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月24日門真市条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年9月30日門真市条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

**附 則**（平成29年3月27日門真市条例第4号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。